

「学生出前定期便」活動の役割とは

霍 家馨

I. 研究目的

本研究の目的は、「学生出前定期便」（以下、「定期便」とする）の活動記録の分析を通じて、大正大学周辺地域（豊島区西巢鴨、巢鴨、北大塚）の在宅高齢者の生活を支援するインフォーマルサービスである「定期便」の役割を明らかにすることである。

II. 研究方法

本研究は、先行研究を踏まえて、2018年度と2019年度の「定期便」に自ら実践参加したうえで、社会福祉学科の卒業研究「学生出前定期便プロジェクト」（2015年度～2019年度）における活動記録を基礎データとして、キーワードの抽出と整理、分析を行ない、考察をした。

III. 結果

「定期便」の役割について、一つ目は、「定期便」を通して、該当地域の依頼者（在宅高齢者）の生活環境、依頼者の日常生活で抱える問題、依頼者の見守りの必要性、依頼者の身体状況など依頼者の【生活状況の把握】ができた。二つ目は、「定期便」を通して、学生は、依頼者の日常生活の具体的な問題を解決することによって、「实际的・具体的な支援」を提供することができ、さらに、依頼者とコミュニケーションを図ることによって、依頼者に「情緒的な支援」も提供していた。それにより、【社会的孤立の予防】の役割を担っていることがわかった。また、互いにコミュニケーションを図り、交流することにより、【世代間交流】も行

われていた。

「定期便」の中で、学生と依頼者が一緒にやる場合もあり、互いのやりとりを通して、【依頼者との協働】も生まれた。「定期便」を通して、依頼者の生活の困りごとが解決でき、依頼者から好評価が得られ、継続的に利用した依頼者もいる。それにより、【依頼者の高い満足度による継続利用の意志形成とその波及効果】も得られる。以上が「定期便」の5つの役割である。

IV. 考察

「定期便」は、地域の高齢者の生活課題が解決でき、依頼者と学生とのコミュニケーションを通して、地域の一人暮らし高齢者の社会的孤立を予防する一つの取り組みになると考えられる。

しかし、様々な生活問題を抱えている地域の社会的孤立者に対して、生活歴、所得の情報収集など全般的な生活状況に関する情報収集などの対応には限界がある。

したがって、地域包括支援センターである高齢者総合相談センターの圏域において、コミュニティソーシャルワーカー、民生委員、社会福祉法人、NPO法人、ボランティア、町会、自治会、大学などの地域の関係者が連携しながら、様々な生活問題を抱えて自ら家に閉じこもっている高齢者、「8050」問題、福祉支援を拒否するケースなど、地域における課題を共有し、課題を解決していくための包括的支援、地域連携の体制を構築することが必要である。

精神障害がある人の家族のレジリエンスに関する研究

——M-GTAを用いた分析を通して——

大堀 直子

I. 研究目的

本研究の目的は、家族員の精神疾患の罹患により発生する困難な状況において、精神障害がある人の家族のレジリエンスを、家族が生活を維持するプロセスの分析から明らかにすることである。本研究において精神障害がある人の家族を「親」に限定し、親の目を通したレジリエンスを考えることとした。社会的意義は、精神障害がある人の家族自身が現状を客観的に把握するきっかけとなり、それにより、先の見えない不安の軽減等が期待でき、また、専門職がこのプロセスを理解することは、家族に備わっている力を発揮するための「環境」へ働きかける支援の展開を可能とし、その結果、家族自身が生活を維持する力の生成に取り組むことが期待できると考える。

II. 研究方法

本研究では質的研究法のひとつである、修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ (M-GTA) を採用 (木下2015) した。調査は、インタビューガイドに基づき、約60～90分間の半構造化面接を実施した。調査対象者は、関東近県の精神障害者家族会の会員で、精神障害の中でも統合失調症の診断を受けてから3年以上が経過している、精神障害がある人と同居している親とした。尚、本研究は、大正大学倫理審査委員会の承認を受け実施した (大正大学研究倫理委員会承認番号第20-30号)。

III. 結果

インタビューは6名 (母5名、父1名) に実施し、データから生成された概念は37、カテゴリー

は11であった。中心となるカテゴリーは【生活を維持する力の生成】である。以下がストーリーラインのまとめである。(【】カテゴリー名、<>概念名)

精神障害がある人の親が、子どもの精神疾患の罹患という状況において生活を維持するプロセスは、親は【孤立の深化】を体験していたが、【継続する関係】や【新たなつながり】により、〈気持ちを通じあう仲間との一体感〉や〈信頼できる専門職との出会い〉(専門職の積極的介入の享受)〈家族の連帯感の醸成〉等により【生活を維持する力の生成】に至っていた。一方で【つながりの疎遠】に陥ると再び【孤立の深化】へ戻ってしまう危うさもあった。精神障害がある人の親は、自らの体験を〈引き受ける〉【生き方の変化の受容】を経験し、【社会における自己の役割の認識】に至っていた。

IV. 考察

家族レジリエンスの視点から、精神障害がある人の家族支援を考察した結果、以下の3点が挙げられた。専門職は、①家族のもつ力を信じること、②家族のこれまでの体験や努力を肯定的に捉え、意味があったという視点に基づいた支援を行うこと、③家族を、個人、ユニットの両面から捉え、孤立や疎遠にしないための、つなぐ支援を展開することである。専門職が、レジリエンスを理解した支援を展開することは、家族をアセスメントするひとつの視点となり、それは家族に対して具体的な取り組みを示す根拠となり得ると考えられる。

令和3年度 9月卒業 卒業研究論題一覧

学籍番号	氏名	論題
1701143	萩原 颯	社会的養護におけるアフターケアの現状と課題 ～先行研究とNPO法人「日向ぼっこ」への聞き取り調査からの考察～
1701151	馬目 圭人	学生出前定期便プロジェクト

令和3年度 3月卒業 卒業研究論題一覧

学籍番号	氏名	論題
1601008	梅津 直	子どもの貧困と格差 ～救済に対する倫理的妥当性と教育格差について～
1801001	相澤 美結	中高生に向けた自殺予防プログラムの開発 ～アンケート調査とプログラムの効果の検証を通して～
1801002	飯野 日捺子	子どもの第三の居場所 ～NPO法人豊島子どもWAKUWAKUネットワークにおける 参与観察、聞き取り調査を通しての考察～
1801003	石原 起人	被虐待児の権利擁護を図るための社会的養護のあり方に関する研究
1801004	伊藤 華恋	老人クラブ支援プロジェクト
1801005	岩楯 賀央	家庭内と教育現場（部活動）で体罰を減らしていくためには ～大正大学生へのアンケート調査からの考察～
1801006	大橋 渚	知的障害当事者とその家族へのライフステージに応じた支援 ～相談支援専門員へのインタビューから考える～
1801007	岡村 百花	健康長寿in巣鴨プロジェクト
1801008	奥田 真奈	認知症高齢者家族の介護負担の軽減
1801009	小澤 里菜	中高生に向けた自殺予防プログラムの開発 ～アンケート調査とプログラムの効果の検証を通して～
1801010	落合 ひかり	家庭内と教育現場（部活動）で体罰を減らしていくためには ～大正大学生へのアンケート調査からの考察～
1801011	垣沼 琉歌	知的障害当事者とその家族へのライフステージに応じた支援 ～相談支援専門員へのインタビューから考える～
1801012	梶原 史桂	コロナ禍における生活様式の変化に応じた子育て支援の方法 —東京都豊島区を例として—
1801013	加茂谷 隼人	認知症高齢者家族の介護負担の軽減
1801014	河本 優乃	コロナ禍における生活様式の変化に応じた子育て支援の方法 —東京都豊島区を例として—
1801015	久保 かな子	重複障害当事者の親同士の関わりが子育てに与える影響を考える ～ぶち・たまメンバーへのインタビューを通して～
1801016	熊澤 萌	重複障害当事者の親同士の関わりが子育てに与える影響を考える ～ぶち・たまメンバーへのインタビューを通して～
1801017	今 聖花	日本の高齢者に対するケアラー支援を考える ～イギリスとオーストラリアの支援策の比較・検討を通して～
1801020	白井 千尋	社会福祉施設における地域交流の現状と課題
1801021	鈴木 愛香	農福連携の発展や普及の可能性 —高齢化に対応する手の届く新たな農福連携のあり方—

学籍番号	氏 名	論 題
1801022	染 谷 亜里彩	子どもの第三の居場所 ～NPO法人豊島子どもWAKUWAKUネットワークにおける 参与観察、聞き取り調査を通しての考察～
1801023	高 木 佑 佳	医療ソーシャルワーカーの退院支援における倫理的ジレンマ
1801024	谷 真 実	家庭内と教育現場（部活動）で体罰を減らしていくためには ～大正大学生へのアンケート調査からの考察～
1801025	徳 田 萌 花	農福連携の発展や普及の可能性 —高齢化に対応する手の届く新たな農福連携のあり方—
1801026	戸 室 冬 弥	車いすを利用する障がい者のアダプテッド・スポーツを通じた社会参加 ～元ボッチャ選手へのインタビューから考える～
1801027	中 村 春 香	老人クラブ支援プロジェクト
1801028	長 島 千 陽	精神障害者家族を取り巻く現状と専門職に求められる支援を考える ～精神障害者家族へのインタビューを通して～
1801029	早 船 貫 太	学生出前定期便プロジェクト
1801030	藤 原 勘 吉	千川上水公園再生プロジェクト
1801031	船 山 朝 陽	老人クラブ支援プロジェクト
1801033	宮 尾 亮 輔	車いすを利用する障がい者のアダプテッド・スポーツを通じた社会参加 ～元ボッチャ選手へのインタビューから考える～
1801034	山 口 雄 平	重複障害当事者の親同士の関わりが子育てに与える影響を考える ～ぶち・たまメンバーへのインタビューを通して～
1801035	吉 仲 進之介	千川上水公園再生プロジェクト
1801096	浅 沼 大 樹	小地域福祉活動の新しいあり方 ～過去と現在と未来～
1801097	阿 部 楓	被虐待児の権利擁護を図るための社会的養護のあり方に関する研究
1801098	植 竹 巧	生活保護法の運用から見る行政の課題 ～漏給を防ぐシステムの提言～
1801099	上 原 さやか	貧困に陥る母子家庭への支援のあり方
1801101	大 脊 戸 快	知的障害当事者とその家族へのライフステージに応じた支援 ～相談支援専門員へのインタビューから考える～
1801102	大 竹 麻 友	日本の高齢者に対するケアラー支援を考える ～イギリスとオーストラリアの支援策の比較・検討を通して～
1801103	小 田 英 生	有効な子どもの貧困対策とは何か ～実態から考える制度のあるべき姿～
1801105	小 島 奈々瀬	中高生に向けた自殺予防プログラムの開発 ～アンケート調査とプログラムの効果の検証を通して～
1801106	金 子 健	生活保護法の運用から見る行政の課題 ～漏給を防ぐシステムの提言～
1801107	上 冬 馬	貧困に陥る母子家庭への支援のあり方
1801108	澁 谷 浩 輔	知的障害当事者とその家族へのライフステージに応じた支援 ～相談支援専門員へのインタビューから考える～
1801110	高 根 佑 奈	コロナ禍における生活様式の変化に応じた子育て支援の方法 —東京都豊島区を例として—
1801115	二 瓶 颯 太	有効な子どもの貧困対策とは何か ～実態から考える制度のあるべき姿～

学籍番号	氏名	論 題
1801116	布川 勝 登	有効な子どもの貧困対策とは何か ～実態から考える制度のあるべき姿～
1801117	保坂 樹 璃	農福連携の発展や普及の可能性 —高齢化に対応する手の届く新たな農福連携のあり方—
1801118	水野 絵梨香	貧困に陥る母子家庭への支援のあり方
1801119	水野 惇	小地域福祉活動の新しいあり方 ～過去と現在と未来～
1801120	村田 滋 紀	小地域福祉活動の新しいあり方 ～過去と現在と未来～
1801121	山口 夏 実	健康長寿in巣鴨プロジェクト
1801122	山根 沙 南	家庭内と教育現場（部活動）で体罰を減らしていくためには ～大正大学生へのアンケート調査からの考察～
1801123	山本 留 維	中高生に向けた自殺予防プログラムの開発 ～アンケート調査とプログラムの効果の検証を通して～
1801124	油井 朝 陽	認知症高齢者家族の介護負担の軽減
1801125	吉野 清 華	精神障害者家族を取り巻く現状と専門職に求められる支援を考える ～精神障害者家族へのインタビューを通して～
1801188	LIU SHUO	被虐待児の権利擁護を図るための社会的養護のあり方に関する研究
1801189	今井 祐 希	医療ソーシャルワーカーの退院支援における倫理的ジレンマ
1801190	菊地 彩 巴	社会福祉施設における地域交流の現状と課題
1801191	西條 友 真	学生出前定期便プロジェクト
1801192	高須 陽	生活保護法の運用から見る行政の課題 ～漏給を防ぐシステムの提言～
1801193	山中 光津紀	社会福祉施設における地域交流の現状と課題
1801203	柿木 祐 輝	被虐待児の権利擁護を図るための社会的養護のあり方に関する研究
1801204	橋本 勝 宗	小地域福祉活動の新しいあり方 ～過去と現在と未来～
1801207	有木 彩 華	健康長寿in巣鴨プロジェクト
1801208	菊池 紗 雪	医療ソーシャルワーカーの退院支援における倫理的ジレンマ
1801209	佐藤 優	子どもの第三の居場所 ～NPO法人豊島子どもWAKUWAKUネットワークにおける 参与観察、聞き取り調査を通しての考察～
1801210	鈴木 凜	学生出前定期便プロジェクト
1801211	瀧川 陽 南	子どもの第三の居場所 ～NPO法人豊島子どもWAKUWAKUネットワークにおける 参与観察、聞き取り調査を通しての考察～
1801214	下重 裕 希	被虐待児の権利擁護を図るための社会的養護のあり方に関する研究

鴨台社会福祉学論集発行要領

2013年7月7日改定

1 発行の目的

鴨台社会福祉学論集（以下、本誌という）は、大正大学人間学部社会福祉学科及び大正大学大学院人間学研究科社会福祉学専攻内におかれた大正大学社会福祉学会（以下、学会という）の学会誌として発行するものであり、学会会員の研究・教育及び実践の発表の機会を提供するものである。

2 体裁と発行時期

- (1) 本誌の構成は、B5判横組みで概ね200ページとする。
- (2) 発行の時期は、毎年3月15日の大正大学学位授与式にあわせるものとする。

3 原稿の種別及び内容

- (1) 本誌に掲載する原稿は、次の種別とする。
 - ① 論説
 - ② 研究論文
 - ③ 実践報告論文
 - ④ 資料
 - ⑤ その他
- (2) 原稿の内容は、社会福祉及びそれに隣接する諸科学の領域に関わるものとする。
- (3) 原稿量は、次のとおりとする。
 - ① 論説および研究論文 12,000字以内
 - ② 実践報告論文 6,000字以内
 - ③ 資料及びその他 適宜の字数
- (4) 原稿の締め切りは、当該年度の10月末日とする。

4 編集及び査読

編集は編集委員会が行うものとし、編集委員及び査読委員は、学会に所属する教員の互選によって選出する。

5 配布その他

配布は毎年、大正大学の学位授与式及び入学式とする。その他本規定によらない事項は、その都度学科内で協議して決めることとする。

『鴨台社会福祉学論集』投稿規程

平成30年11月20日改定

- 1 主題は自由とするが、社会福祉及びその関連領域に関する内容のものとする。
- 2 原稿は本誌の段組みに準じ、横書き2段組み字数と行数に設定したマイクロソフト・ワードによって作成する。
- 3 提出原稿は、プリントアウトした原稿を郵送すると同時に、下記の学会事務局宛電子メールに添付して提出する。
- 4 原稿の頭書には、「鴨台社会福祉学論集原稿」と朱書きし、所属及び氏名を明示する。
- 5 原稿には、日本語アブストラクト（300字以内）を論文の前段に記述する。
- 6 引用文献は、論文末尾に一括して記載する。
- 7 引用文献の記載は、以下の例による。
山田太郎「社会福祉学の展望」、鴨書房、2004年、99～102頁
W.W. ロストウ（木村健康訳）「経済成長の諸段階」、ダイヤモンド社、1961年、66頁
James Midgley “Social Development”, SAGE, 1997, pp.71-76
- 8 投稿は、大正大学鴨台社会福祉学論集リポジトリ規程に準じ、その規程を遵守することとする。
- 9 原稿の送付先は、下記のとおりである。
〒170-8470 東京都豊島区西巢鴨3-20-1
大正大学人間学部社会福祉学科内 鴨台社会福祉学論集編集委員会
- 10 送付された原稿は、執筆者に返却しない。

大正大学社会福祉学会

〒170-8470 東京都豊島区西巢鴨3-20-1

大正大学 社会福祉学科事務室内

Tel: 03-3918-7311 (内5770)

Fax: 03-5394-3057

Mail: info@tais-shafuku.sakura.ne.jp

大正大学社会福祉学会学会誌『鴨台社会福祉学論集』編集規程

1. (名称) 大正大学社会福祉学会学会誌 (以下、学会誌) は、『鴨台社会福祉学論集』(Odai Social Welfare Review) と称する。
2. (目的) 学会誌は、大正大学社会福祉学会会員 (以下、会員) による研究成果を発表し、社会福祉学研究の発展に資することを目的とする。
3. (資格) 学会誌に筆頭著者として投稿を希望する者は、会員でなければならない。また共著の場合、共著者 (第二著者以降) は会員の有無を問わない。
4. (発行) 学会誌は年 1 回刊行し、大正大学オンデマンド「鴨台社会福祉学論集リポジトリ」や「大正大学社会福祉学研究室ホームページ」への掲載案内を随時行う。
5. (原稿の種類と内容) 本学会誌は、原則として依頼及び投稿の原稿などによって構成される。投稿原稿の種類は以下のとおりとする。
 - a. 論文：社会福祉学の発展・向上に資する独創性に富む研究論文 (総説論文を含む)。
 - b. 研究ノート：社会福祉学の発展・向上に資する萌芽的な研究枠組みの提案、研究上の問題提起、他の研究業績の批判的研究レビュー。
 - c. 実践報告：社会福祉に関する実践についての科学的報告。
6. (編集) 学会誌の編集は、編集委員会が行い、投稿論文の掲載は、編集委員会の査読・審査を経て決定する。
7. (審査) 論文審査は、匿名審査で公正に行い、編集委員会が掲載の採否を決定する。
8. (執筆要領) 原稿は、所定の執筆要領にしたがう。
9. (著作権) 学会誌に掲載した著作物の著作権は、大正大学及び大正大学社会福祉学会に所属する。ただし、著者自身が使用する場合はこの限りではない。

付則 1. この規程は、2021年10月 1 日より施行する。

大正大学社会福祉学会学会誌『鴨台社会福祉学論集』編集委員会規程

1. (設置) 大正大学社会福祉学会 (以下、学会) の評議員会の選出により、編集委員会 (以下、委員会) を置く。
 2. (任務) 委員会は、大正大学社会福祉学会の学会誌『鴨台社会福祉学論集』の発行に関する編集・原稿依頼・投稿論文等の審査・刊行等の任務を行う。
 3. (構成)
 - ①委員会は、委員長及び副委員長、若干名の委員で構成される。
 - ②委員長及び副委員長は、編集委員の中から選任する。
 - ③委員は、評議員会の議に基づき、委員長が委嘱する。
 4. (任期) 編集委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
 5. (査読委員の委嘱)
 - ①投稿論文の審査のために査読委員をおき、委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
 - ②査読委員は、委員会の推薦にもとづき、委員長が委嘱する。
 - ③査読委員は、委員会の依頼により投稿論文を審査し、その結果を委員会に報告する。
 - ④委員会は、査読委員の審査報告にもとづいて投稿論文等の採否、修正指示の措置を決定する。
 - ⑤査読の審査報告では、担当の委員名を非公開とする。
 6. (事務局) 委員会事務局は、大正大学社会福祉学会事務局に置く。
- 付則1. この規程は、2021年10月1日より施行する。

大正大学社会福祉学会『鴨台社会福祉学論集』査読規程

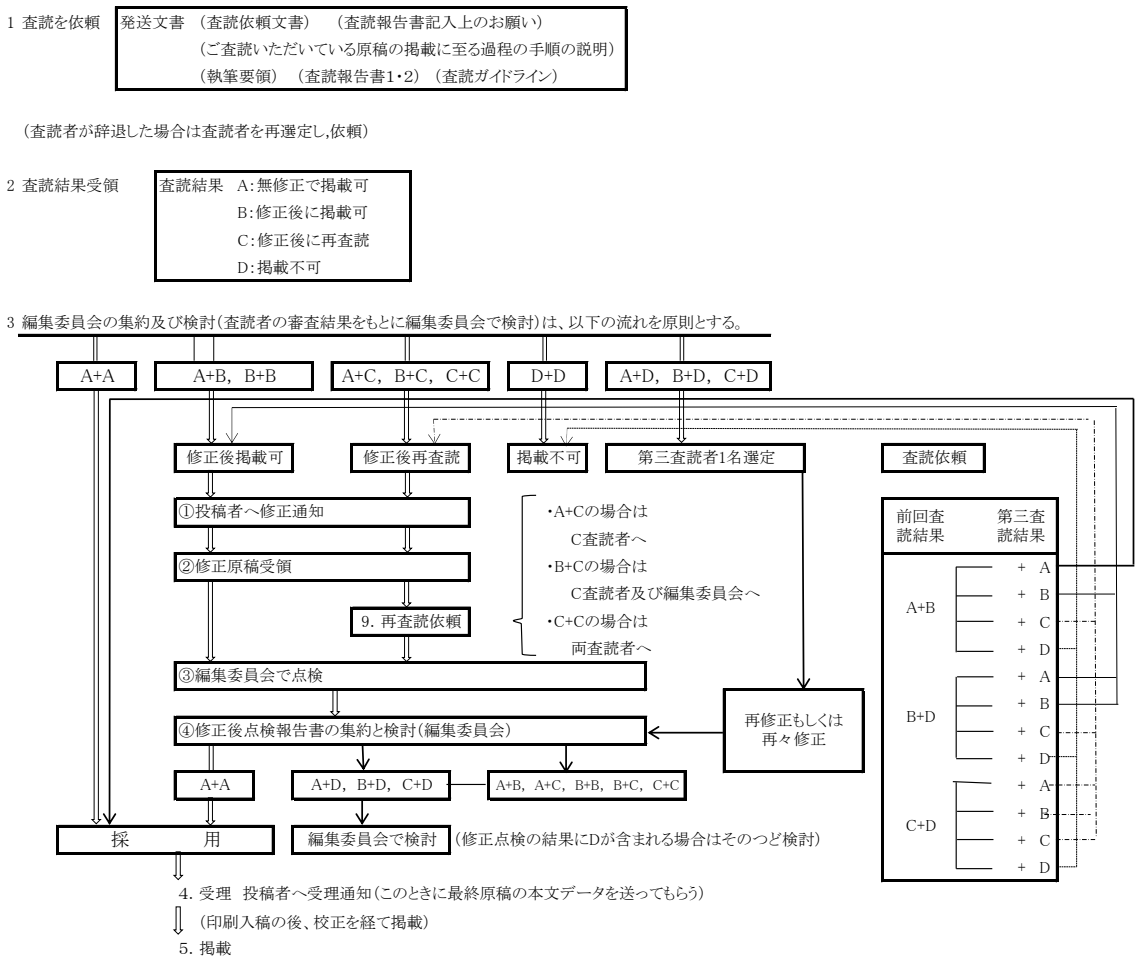
1. 大正大学社会福祉学会（以下、学会）の学会誌『鴨台社会福祉学論集』査読規定（以下、査読規定）は、「大正大学社会福祉研究室ホームページ」に公開する。
2. 査読の手順は、以下のよう定める。
 - ①投稿論文の著者（以下、投稿者）は、投稿論文と指定された情報を、郵送またはメールで委員会事務局（以下、学会事務局）宛てに送付する。
 - ②学会事務局は、投稿者に対して、受稿の通知を出す。
 - ③『鴨台社会福祉学論集』編集委員長（以下、編集委員長）は、担当査読委員2名を決定し、投稿論文等審査資料を担当査読委員に送付する。
 - ④担当査読委員は、査読の権限と判断のもとに決定する。
 - ⑤編集委員長は、査読体制（編集委員と査読委員）を構成して編集委員会に報告する。
 - ⑥査読委員は、審査資料受領後3週間以内に、査読システムの所定の手順に従って、「評価」と「投稿者へのコメント」を編集委員長に提出する。なお、査読委員による審査結果を「評価」と呼び、編集委員会による審査結果を「判定」とする。
 - ⑦編集委員会は、査読委員の評価とコメントが届いてから1週間以内に、査読システムの所定の手順に従って、「判定」と「編集委員会へのコメント」「投稿者への総合コメント」を学会事務局に提出する。
 - ⑧担当編集委員および査読委員は、論文の審査を以下の4段階で行う。
 - A そのまま掲載可
 - B 修正の上、掲載可（修正結果については編集委員会で決定）
 - C 修正の上、再査読
 - D 掲載不可
 - ⑨編集委員会は、2名の査読委員の評価が一致するときには、原則として、その評価に従う。一致しないときには、編集の規程等に定める手順に従って処理する。または、査読委員が投稿カテゴリーの変更を提案した場合、最終的な判断は、編集委員会が行う。
 - ⑩B判定の修正稿は、担当査読委員が投稿者に依頼して修正稿に対するコメントを求める。
 - ⑪編集委員長は、査読の判定結果を確認し、必要に応じて編集委員会で協議する。
 - ⑫学会事務局は、編集委員会の承認を経て、編集委員会の「判定結果」、「投稿者への総合コメント」、「評価結果」、「投稿者へのコメント」を投稿者に開示する。その際、査読者の名前は投稿者に示さない。
 - ⑬以後の査読において査読委員が交代する場合、あるいは第三査読者を選定する必要がある場合は、編集委員長の了承を得て学会事務局がその旨を投稿者に伝える。
 - ⑭編集委員および査読委員は、査読システム内において関わる評価、判定、各種コメント、査読の進捗状況等を確認することができる。
3. 査読の期限は、以下のよう定める。
 - ①査読期限については、1週間前に締め切り期限の予告メールを査読委員に通知する。
 - ②査読期限までに査読結果を出せない場合、査読委員は早急に編集委員長に相談する。
 - ③編集委員長は、査読の進行に注意し、督促その他の連絡をする。
 - ④査読が長引き初回の査読依頼から1ヶ月経過しても査読報告がない場合、査読委員を交替させることがある。

4. 投稿者は、編集委員会へ査読結果に対する異議申立てを行うことができる。
5. 査読委員は、編集委員会が会員から選定する。ただし、編集委員会が必要と認めた場合、査読委員を会員でないものから選ぶことができる。
6. 同じ投稿者の査読は、基本的に同一の査読委員が行う。投稿カテゴリを変更して再投稿された場合も、最初に担当した査読委員が査読を行う。ただし、査読委員の申し出や編集委員会の判断により、査読委員を交代することがある。

付則1. この規程は、2021年10月1日より施行する。

鴨台論集査読システム図

2021年10月1日



【運用注】

- ① 第三査読は、原則として編集委員が対応する。
- ② A+Aの採用であっても、査読者による細部の修正が要請された場合はその通知をするが、再査読はしない。
- ③ 第三者査読・再再査読等のやり取りにおいて、結果的に当該号への掲載決定が間に合わず、次号へ持ち越す場合がある。

【論文投稿者様】

大正大学社会福祉学会誌「鴨台社会福祉学論集」(号) 投稿論文 査読報告書 1

No	原稿種類	論文題名
----	------	------

I. 項目別評価 (15 項目の適切・不適切・非該当のいずれかに○をおつけください)

評価基準：a 適切 b 不適切			
1	執筆要領（注・文献も含めて）に適合しているか	a	b 非該当
2	先行研究を的確に踏まえているか	a	b 非該当
3	研究目的は明確であるか	a	b 非該当
4	社会福祉の理念・政策・実践との関連付けは明確であるか	a	b 非該当
5	研究目的に照らして研究方法は適切であるか	a	b 非該当
6	使用されている概念・用語は適切であるか	a	b 非該当
7	調査の方法・分析が適切で、結果は明確であるか	a	b 非該当
8	論理の展開には一貫性があるか	a	b 非該当
9	考察および結論には新しい知見が含まれているか	a	b 非該当
10	表題は内容を適切に表現しているか	a	b 非該当
11	要旨の内容は適切であるか	a	b 非該当
12	省略語・単位・数値は正確に表記されているか	a	b 非該当
13	図表の体裁（タイトル・単位・形式）は整っているか	a	b 非該当
14	図表は本文の説明と適合しているか	a	b 非該当
15	研究倫理上の問題はないか	a	b 非該当

II. 掲載についての評価 (該当する項目 1 つに○をおつけください)

A	: 無修正で掲載可
B	: 修正後に掲載可
C	: 修正後に再査読
D	: 掲載不可

大正大学社会福祉学会誌「鴨台社会福祉学論集」(号) 投稿論文 査読報告書 2

№	原稿種類	論文題名
---	------	------

--

(査読者①)

査読年月日： 年 月 日

大正大学鴨台社会福祉学論集リポジトリ規程

平成30年11月20日

(目的)

第1条 大正大学鴨台社会福祉学論集リポジトリ（以下「リポジトリ」という）は、電子的形態の研究結果を一元的に収集・蓄積・保存し、研究成果を国内外に無償公開することで、大正大学（以下「本学」という）の学術研究の一層の振興に貢献することを目的とする。

(登録対象)

第2条 リポジトリに登録する学術情報は、以下の要件を満たすものとする。

1. 第3条に定める学術情報を提供できる者（以下「提供者」という）が単独、または他と共同で作成した学術成果であること。
2. 知的財産権や著作権に係る法令を遵守していること。
3. 公序良俗、社会通念上、公開することについて問題が生じないものであること。

(提供者)

第3条 リポジトリに学術情報を提供することができる者は、以下のとおりとする。

1. 本学に在籍する、または在籍したことのある教員および学生とする。
2. 大正大学社会福祉学会（以下「本学会」という）の会員とする。

(提供者の責務)

第4条 リポジトリの登録に係る提供者の責務は、以下のとおりとする。

1. 登録する学術情報が既に出版されている場合は、著作権処理を行っていること。
2. 登録する学術情報の著作権が提供者を含む複数の者に帰属している場合は、本学図書館（以下「図書館」という）に対して無償で許諾する旨の同意書を著作権の帰属する全員より予め取得していること。
3. 出版社が著作権を保持している場合は、出版社の許諾確認を行っていること。
4. 登録された学術情報の内容について責任を負うこと。

(登録)

第5条 図書館は所定の申請手続きにより、以下のとおり登録する。

1. 提供者は、所定の様式によるリポジトリ登録・公開申請書を図書館長に提出する。
2. 図書館は、登録申請された学術情報を複製し、リポジトリシステムに格納する。
3. 図書館は、登録された学術情報を無償で公開する。
4. 図書館は、保存、利用環境の保持およびセキュリティの確保等を図るため、必要に応じ、登録された学術情報の複製、媒体変換およびバックアップファイルを作成する。

(登録の削除等)

第6条 リポジトリに登録した学術情報は、以下の場合に削除する。

1. 学術情報の内容が他の者に帰属する著作権を侵害するものと判断されたものとする。
2. 提供者が学術情報の削除を申請したものとする。
3. 図書館長がリポジトリに登録されていることを不適切と判断したものとする。

(運営委員会)

第7条 リポジトリを推進するため、「リポジトリ運営委員会」（以下「委員会」という）を置く。

1. 委員会は、次の者をもって構成する。

(1) 本学会会長

(2) 図書館長

(3) 本学鴨台社会福祉学論集編集委員

2. 委員長は会長をもって充て、委員会を主宰する。副委員長は図書館長を充てる。

3. 委員長は必要に応じて構成員以外の者を委員会に出席させることができる。

第8条 この規程に関する事務は、本学鴨台社会福祉学論集編集委員会の編集事務が扱う。

第9条 この規程の改廃は、本学会評議員会議の議を経て会長が行う。

附 則

この規程は、平成30年11月20日から施行する。

大正大学社会福祉学会会則

第1条（名称）本会は、大正大学社会福祉学会と称す。

第2条（事務局）本会の事務局は、大正大学人間学部社会福祉学科
（〒170-8470 東京都豊島区西巣鴨3-20-1 大正大学内）におく。

第3条（目的）本会は、会員の協力をもって、社会福祉に関する研究を推進する。

第4条（事業）本会は、目的を達成するために下記の事業を行う。

1. 研究大会、講演会の開催
2. 機関紙の発行
3. その他、その他評議員が適当と定めた事項

第5条（会員）本会は、下記の会員をもって組織する。

1. 正会員：下記の資格を有するもので本会の趣旨に賛同して入会を希望するもの
 - ①鴨台社会事業研究会会員
 - ②旧制大正大学社会事業研究会会員
 - ③大正大学社会事業専攻の卒業生
 - ④大正大学社会福祉学専攻の卒業生
 - ⑤大正大学アーバン福祉学科の卒業生
 - ⑥大正大学大学院社会福祉学専攻の修了生
 - ⑦大正大学で社会福祉学を学んだもの
2. 教職会員：大正大学社会福祉学専攻教職員ならびに元教職員
3. 学生会員：①大正大学社会福祉学科の学生
4. 院生会員：①大正大学社会福祉学専攻修士課程在籍者
②大正大学社会福祉学専攻博士課程在籍者
5. 賛助会員：本会の主旨に賛同して入会を希望するもの

第6条（入退会の手続き）会員の入会及び大会の手続きについては、評議員の定めるところによる。

第7条（会費）会員は、総会の定めた会費を納入する。

第8条 会員は、研究大会、講演会への参加及び機関誌の配布を受けることができる。

第9条（機関）本会の事業を行うため、下記の役員をおく。

1. 役員は、総会において、会員中より選出する
 - ①名誉会長1名：長年本会に功績があったものを名誉会長とする
 - ②会長1名：本会を代表して会務を統轄する
 - ③副会長2名：会長を補佐する
 - ④評議員 若干名：評議員会を構成し、会長の諮問に応じ本会の運営に必要な職務を行う。評議員の互選で評議員長をおく
 - ⑤会計監事2名
 - ⑥顧問 若干名

第10条（総会）総会は毎年一回これを開催する。

第11条（経費）本会の経費は、会費その他をもってこれにあたる。

第12条（会計年度、会計監査）

1. 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
2. 会計監事は、毎年本会の会計を監査してこれを総会に報告し、その承認を受けなければならない。

附 則 本会則は平成11年11月27日から施行する。

附 則 本会則は平成17年2月12日から施行する。

附 則 本会則は平成22年2月7日から施行する。

附 則 本会則は平成29年2月15日から施行する。

編集後記

コロナ禍になって2年、なかなかポストコロナが見通せないなか、社会福祉実践・教育・研究を推し進めていくために、何が必要なのだろうか。その問いを検討すべくこの2年間当学会において、ICTの活用についての教育と実践そして研究へと継続的に取り組んできた。ポストコロナを見据えて、ICTの活用がさらなる実践、教育、研究に結実できることを模索し、先駆的な中国の実践、教育から学ぶ機会を得た学会誌になったと思う。来年度は、コロナ禍の実践、教育、研究を踏まえて、ICTを活用しさらに発展した社会福祉実践、教育、研究に拡げて展開できるようにしたいと考えている。

鴨台社会福祉学論集第30号は、特集論文による先駆的な中国のICTを活用したソーシャルワーク実習教育を始め、特集実践報告、学会員の投稿による研究論文、学科教員による研究ノート等、多岐にわたる内容である。

今号から編集及び査読の諸規程を改定し、より質の高い学術誌になるように、本学大学院修士課程の教育研究職に就いている教授に査読委員を委嘱して、それらの諸規定、査読システム及び査読のフローチャートに基づく査読体制を構築しました。そのなかで、研究論文を掲載されたことは学術誌への大きな前進かと思えます。さらに、学術誌のデジタル化に伴い、鴨台論集が「[本学機関リポジトリ大正大学機関リポジトリ \(niu.ac.jp\)](http://niu.ac.jp)」として、掲載されるようになりました。鴨台社会福祉学論集が、会員の紙面を通じた交流と研鑽の機会、さらには実践と研究の好循環を促進する働きができれば幸いです。ぜひ、会員の実践報告や研究論文の積極的な投稿を期待しております。
(坂本智代枝)

新型コロナウイルスの影響で、思うように作業が進みませんでした。ようやく発行にこぎ着けました。

鴨台社会福祉学論集第30号が発行できましたのも、ご投稿頂きました皆様及び白峰社の皆様のおかげと心より感謝いたします。ありがとうございました。
(赤坂真樹)

【査読委員】(50音順)

相川 章子	沖倉 智美
石田 賢哉	神山 裕美
岩本 操	坂本智代枝
北本 桂子	金 潔
熊澤 利和	新保 祐光
森田久美子	鈴木 孝典
山口 由美	松本 一郎
	宮崎 牧子

【大正大学鴨台社会福祉学論集】編集委員会

委員長	坂本智代枝		
副委員長	沖倉 智美		
委員	鷺見 宗信	三木 良子	
	金 潔	鈴木 孝典	
	神山 裕美	新保 祐光	
	松本 一郎	宮崎 牧子	
編集事務	赤坂 真樹		

鴨台社会福祉学論集 第30号

2022年3月15日 発行

編 集 「鴨台社会福祉学論集」編集委員会

発 行 大正大学社会福祉学会

Taisho University association

of social welfare studies

〒170-8470 東京都豊島区西巣鴨3-20-1

TEL 03 (3918) 7311 (代表) FAX 03 (5394) 3057

印 刷 所 株式会社 白峰社 TEL 03 (3983) 2312

ISBN978-4-902945-31-7
